

令和4年9月16日

お客さま 各位

新湊信用金庫

## 「特殊詐欺被害」等の未然防止策による

### キャッシュカード取引のご利用限度額の引き下げについて

平素は新湊信用金庫をご利用いただき、厚くお礼申し上げます。

全国的に特殊詐欺等が多発する中、ご高齢の方を狙って、役所職員や金庫職員を騙った詐欺および「カードすり替え型」「カード手交型」の手口による詐欺等の被害が増加しています。

この度、当金庫では、このような詐欺被害等を最小限にするため、70歳以上のお客さまのATM取引制限を、下記のとおり一部変更させていただきます。

何卒、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

#### 1. 実施日

令和4年10月20日（木）

#### 2. 対象となるお客さま

満70歳以上の個人のお客さま（個人事業主除く）の方で、普通預金・貯蓄預金のいずれかで過去3年間キャッシュカードによる出金取引の実績がない方

#### 3. 制限内容

キャッシュカードによる1日あたりのご利用限度額（お引出し）を、20万円に制限させていただきます。

（対象取引にはATM振替、ATM振込、デビット取引等を含みます。）

#### 4. 制限の解除について

ご利用限度額の制限の解除を希望されるお客さまは「キャッシュカード」・「お届け印」・「ご本人が確認できる書類」をご持参のうえ、平日の営業時間内に当金庫の窓口へお申し出ください。